

市民無料法律相談(1月分)

予オンラインまたは電話

※予オンラインでの予約が  
簡単→



相談日の1週間前の午前0時からオンラインによる予約受付が可能!!

※予電話受付の場合は、相談日の1週間前(休日のときは翌開庁日)9:00から

祝日、休日の受付・相談はありません。  
秘密厳守・無料

同一内容の相談は原則1回

場市役所1階市民相談室101・102

問魅力創造発信課

TEL06-6992-1353、1356

法律相談・・・相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など

▼弁護士※予(1人30分・先着14人)

毎週木曜日13:00~16:30

▼司法書士※予(1人30分・先着8人)

第2・3・4火曜日13:00~15:00

登記相談・・・相続・贈与などの登記

▼司法書士※予(1人30分・先着4人)

第2水曜日13:00~15:00

税務相談・・・相続・所得・贈与税など

▼税理士※予(1人30分・先着6人)

第2金曜日13:00~16:00

行政書士相談・・・成年後見・各種契約書の作成など

▼行政書士※予(1人30分・先着6人)

注1月の相談はありません。

不動産一般相談・・・賃貸借契約・不動産の活用など

▼宅地建物取引士※予

(1人30分・先着6人)

注1月の相談はありません。

行政相談・・・国などの行政に対する要望や苦情など

▼行政相談委員 予前日までに

第4火曜日10:00~12:00

備相談員が親身に市民の相談をお受けします。

問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

お知ろせ  
償却資産(固定資産税)の申告  
償却資産とは、土地および家屋以外の事業用に供することができ資産で、その減価償却額(費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。  
市内に償却資産を所有している人は、令和5年1月1日現在の償却資産の内容(取得年月、取得価格、耐用年数など)を申告する必要があります。1月31日(火)までに申告書を提出してください。

問課税課市民税担当  
TEL06・6992・1456

お知ろせ  
個人住民税(市民税・府民税)の申告  
昨年中に申告書を提出した人を対象に、令和5年度(前年分)の個人住民税申告書を2月初旬ごろに発送します。  
なお、申告受け付けは2月3日(金)~3月15日(水)(土・日・祝を除く)に市役所で行います。  
申告書が作成できたら、書類収入や控除が分かるものなどとともに次の方法で提出するようにしてください。  
①郵送：返信用封筒(同封)を利用してください。  
②窓口持参：市役所2階 課税課にて受け付けします。  
新たに申告書が必要となった人や書き方が分からない場合は、課税課市民税担当まで連絡してください。



問課税課市民税担当  
TEL06・6992・1456

「給与支払報告書」の提出は  
eLTAX(電子申告)  
eLTAXの詳しい内容や手続きなどは、地方税共同機構ホームページを確認してください。  
なお、給与支払報告書を電子申告すると、紙での提出は不要です。給与支払報告書の提出期限は、1月31日(火)です。



問課税課資産税担当  
TEL06・6992・1474

ご存知ですか  
固定資産税・都市計画税  
納税通知書は、納税通知書の名宛人に「固定資産税額の確定」と「納付を請求」するものであり、納税通知書の送達を受けた人には、賦課処分という法的効果が発生します。  
すでに納税通知書が送達されているにもかかわらず、再度納税通知書を行なったことになってしまったため、再発行できません。納税通知書の紛失などで、課税内容を再度確認したいときは、名寄帳の写しを交付(有料)していただきますので利用してください。

消費生活センターだより

脱毛エステのトラブルが増えています

未成年者からシニアまで、男女問わず気軽に脱毛エステに通う人が増えてきましたが、契約内容や解約に関するトラブルが急増しています。

【事例1】安いつもりが高額コースの契約に

「脱毛1カ所480円〜」という広告を見て、脱毛サロンに行ってみた。体験後にあれこれ勧められ、月5,000円でキレイになれると言われて、32万円のコースを5年間のクレジット払いで契約した。よく考えると高額だと思う。

【事例2】中途解約したら高額請求

永久保証付きの48万円の全身脱毛コースを契約したが、3回施術を受けた後に都合が悪くなって中途解約を申し出た。「単価8万円の施術が6回で48万円、契約期間2年間、7回目以後は回数無制限の無償アフターサービスの契約。3回利用分24万円と違約金2万円で、26万円の精算になる」と言われた。契約書をよく読むと確かにそのような説明があった。永久保証に釣られて契約したが、中途解約したら思わぬ高額になった。

【事例3】サロンの倒産

2年間通い放題の脱毛エステの契約をして半年間通ったが、突然サロンが倒産した。残りの期間のサービス代金はどうなるのか。

【アドバイス】

脱毛エステは長期間にわたる契約ですが、施術を受けてみなければ良いか悪いか、身体に合うかどうかもわかりません。途中で事情が変わって続けられない場合もあります。契約するときは次の点に注意しましょう。

▽その場ですぐ契約しない

広告をうのみにせず、契約書面をよく読んで料金や施術内容、解約の条件などを十分に確認しましょう。勧誘されてもその場ですぐ契約することは避け、冷静に考える時間を持ちましょう。

▽分割払いの契約は慎重に

分割払いの場合は月々の支払額だけで判断せず、手数料を含めた支払総額や支払期間をよく確認し、慎重に検討しましょう。施術を受け終わっても支払いが続くこともあります。

▽クーリング・オフと中途解約

役務提供期間が1カ月を超え、5万円以上の契約であればクーリング・オフや中途解約ができます。

問消費生活センター相談専用電話

TEL06-6998-3600

時9:00~16:30(平日のみ)

消費者ホットライン(土・日・祝日)

TEL局番なし188 時10:00~16:00



身近な人とのコミュニケーションを大切に

第5回目(全5回)

内側と外側とかがわる

最終回の今回は、これまでを振り返りながら「関わり合うこと」についてのお話です。

人間関係の痛みは、想いが通じないというストレスから生じていることがほとんどですが、わかって欲しいという思いから我を通したり、反対に相手の期待に応えようと合わせ過ぎてしまうこともあります。また誰かに受け入れられることで自分の存在価値や安心感を得ていると、相手の反応や態度に振り回されてしまい、不安定な状態になります。

そのような時は、自分の内側(本心)に焦点をあて(わたしはどうしたいのか)、小さな事柄からでよいので自分で決めることを意識し行動してみる。そのように自分を信頼する習慣をつくと自分の中心にエネルギーが戻り落ちていきます。

また他者との関係性で自分の気持ちよりも常に相手を優先してしまう人もいらっしゃいます。「かかわること」の始まりは、まず自分自身を丁寧に愛情と慈しみをもって扱うことから始まります。自分の内側にある本心に耳を傾け、それらを温かく受けとめ望みを叶えてあげる、自身をケアする、そのための時間を持つことはとても大切です。内側に湧く自分の声はあなたがしあわせに生きていくための道しるべとなります。

いくための道しるべとなります。

また上手く出来ない自身を裁いてしまうことを手放し、自らの未熟な部分をも優しく受けとめ理解しようとする眼差しは、誰かの未熟な部分も受けとめられる器、懐の深さにもつながり、自分をみつめることによって他人の気持ちや選択も同様に大切に扱い、違いを尊重することのできる視点が育まれます。

かかわるツールとしての言葉は、それ以上に多くのものを含み伝わります。言葉の持つ意味だけでなく、どのような感情を乗せて送り出したか、それらは声を通して届き、時にそちらのほうが強く相手に届く場合もあり注意が必要です。心を通わすという言葉があるように、あなたの中心からのこころを言葉にして紡ぎ、相手に語りかけることで温度のある交流が起こります。

「対話」をテーマに5回シリーズでお送りしました。皆さんの日常に少しでもお役に立てれば幸いです。

問人権室  
TEL06-6992-1512



心理臨床カウンセラー  
中井紀子

守口市人権室・女性の悩み相談の相談員をされています